

報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

平成30年6月26日に発生した事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月3日

足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償請求事件に関する和解について

足立区は、平成30年6月26日に発生した事故について、下記のとおり和解する。

記

1 相手方

東京都足立区東和在住者

2 和解の内容

足立区は、相手方に解決金として1,800,000円を支払う。

3 事故の概要

東京都足立区東和二丁目27番地先において、相手方が区道の歩道内にあった街路樹の切り株に自転車のペダルを衝突させ、転倒したことにより、頸椎捻挫、左肩靭帯損傷等の傷害を負った。

以上